

後期高齢者の保険料軽減措置の見直しについて

平成 29 年度に実施される後期高齢者医療制度保険料の軽減措置の変更内容について報告する。

1. 国の予算措置による保険料軽減特例の見直し

(1) 見直しの趣旨

後期高齢者医療保険制度発足時における激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すものである。

(2) 見直しの内容

① 低所得者の軽減特例の見直し

保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の被保険者に対する所得割額の 5 割軽減を以下のとおり段階的に見直す。

- 平成 29 年度分の保険料算定に当たっては、所得割額を 2 割軽減とする。
- 平成 30 年度以後の年度分の保険料の算定に当たっては、所得割額の軽減措置は廃止する。

※ 東京都後期高齢者医療広域連合の独自軽減

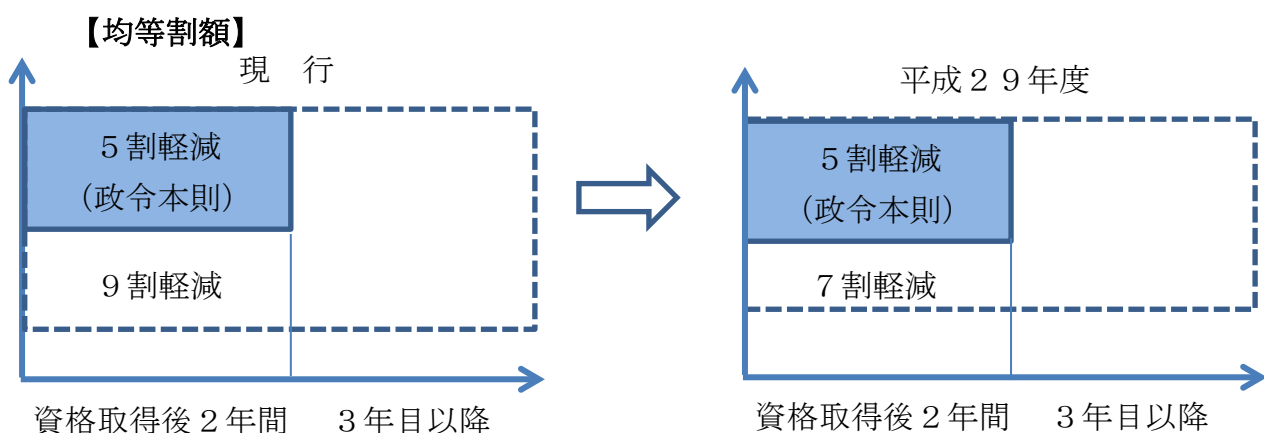
都広域連合では、平成 20 年度の後期高齢者医療制度発足以来、低所得者及び元被扶養者の保険料に関する国の軽減特例のうち、「低所得者に対する所得割 50% 割軽減」の対象者の一部について、更に所得に応じて、50% 軽減又は 25% 軽減の上乗せを行う独自軽減措置を行っているが、平成 29 年度についても継続することとしている。

賦課のもととなる所得金額	現 行			平成 29 年度		
	国の特例軽減	都広域連合の独自軽減	計	国の特例軽減	都広域連合の独自軽減	計
15 万円以下	<b>50%</b>	50%	<u>100%</u>	<b>20%</b>	50%	<u>70%</u>
20 万円以下		25%	<u>75%</u>		25%	<u>45%</u>
58 万円以下		0%	<u>50%</u>		0%	<u>20%</u>

② 元被扶養者の保険料の軽減特例の見直し

高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項に規定する被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置について、以下のとおり段階的に見直す。

- 平成29年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を7割軽減とする。
- 平成30年度分の保険料の算定に当たっては、被保険者均等割額を5割軽減とする。
- 平成31年度以後の保険料の算定に当たっては、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、被保険者均等割額を5割軽減とする。



※ 元被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった方

2. 均等割額の軽減判定基準の引き上げ

5割軽減は「33万円＋被保険者数×27万円」以下、2割軽減は「33万円＋被保険者数×49万円」以下の世帯所得とする。

軽減割合	平成28年度	平成29年度
9割軽減	33万円以下で被保険者全員の年金収入80万円以下で他の所得がない	変更なし
8.5割軽減	33万円以下	変更なし
5割軽減	33万円＋（被保険者数× <u>26.5</u> 万円）以下	33万円＋（被保険者数× <u>27</u> 万円）以下
2割軽減	33万円＋（被保険者数× <u>48</u> 万円）以下	33万円＋（被保険者数× <u>49</u> 万円）以下